4　障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス等

<利用者負担金>

原則１割負担ですが、世帯の所得状況により負担額の上限があります。

<手続窓口>

障害福祉課（障害支援担当）・大井川市民サービスセンター受付担当

(1) 障害者総合支援法サービス

《訪問系サービス》

事業名	サービスの内容	対象となる方等
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。	障害支援区分が１以上の人
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害支援区分が４以上かつ知的障害・精神障害の人は、障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が１０点以上の人
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視覚障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が１点以上の人
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障害・精神障害の人で障害支援区分が３以上の人で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動援護の項目が１０点以上の人
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分が６に該当し常時寝たきりで、人工呼吸器による呼吸管理等を行っている人
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、必要な支援を行います。	障害者施設やグループホーム、精神病院等の医療機関を利用していた人で、一人暮らしを希望する人

《日中活動系サービス》

事業名	サービスの内容	対象となる方等
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害支援区分が３以上の人（50 歳以上の人については障害支援区分が２以上）
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生産能力の向上のため必要な訓練を行います。 ・ 機能訓練…身体的リハビリテーション等 ・ 生活訓練…社会的リハビリテーション等	
宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害を有する人に居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人又は難病等対象者（障害支援区分は必要なし）
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者へ、就労に伴う生活面の課題に対し、働き続けるために、企業や自宅を訪問したり、障害者が来所したりして、必要な連絡調整や指導・助言を行います。	生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援を利用して一般就労した方で、就労に伴う環境変化で生活面に課題が生じている人
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業等で就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ・ Ａ型…通所により雇用契約に基づく就労機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 ・ Ｂ型…通所により就労や生産活動の機会を提供し、(雇用契約は結ばない。)就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人 人工呼吸器による呼吸管理をしている人は障害支援区分が６、筋ジストロフィー患者や重症心身障害者は区分が５以上
短期入所	自宅で生活する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分１以上の人

《居住系サービス》

事業名	サービスの内容	対象となる方等
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に日常生活上の援助を行うほか、介護の必要な人には入浴や排せつ、食事の介護を行います。	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分が４以上の人（50 歳以上の人の場合は障害支援区分が３以上の人）

《相談支援事業》

事業名	サービスの内容	対象となる方等
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用支援のためにサービス等利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行います。	障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する人
地域移行支援	住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。	障害者支援施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者
地域定着支援	障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	単身での生活等、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要な障害者

(2) 地域生活支援事業サービス

事業名	サービスの内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからのさまざまな相談に応じ、必要な情報提供等や助言を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利擁護を図るため、成年後見人制度の利用が必要と認められる知的障害者及び精神障害者に対し、申立て又は報酬等に関する支援を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
日中一時支援事業	障害児者の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
訪問入浴サービス	在宅の重度身体障害者の生活支援をするために、訪問により居宅において入浴サービスを行います。

(3) 児童福祉法サービス

《障害児通所支援》

事業名	サービスの内容	対象となる方等
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が困難な障害児に対し、居宅訪問して発達支援を行います。	重度の障害の状態、医療的ケアが常時必要な状態又は重い疾病のため感染症にかかる恐れがある状態、かつ、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している児童で身体、知的又は精神に障害のあるもの
保育所等訪問支援	保育所等での集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所等に通い、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童

《相談支援事業》

事業名	サービスの内容	対象となる方等
障害児相談支援	障害児通所支援の利用のためにサービス等利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行います。	障害児通所支援を利用するすべての児童